

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び半田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第三十一号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び半田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年半田市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十七条の二 任命権者は、半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第六号）第二十五条第一項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下「」の項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

一 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 半田市職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生する」とが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「」の項において「対象職員」という。）に対し、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない

ない。

- 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」と云ふ。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生する」ことが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「及び勤務日」との勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二十二条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第一項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」と云ふ。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十二条第一項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改める。

第二十二条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十二条の二 育児休業法第十九条第一項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」と云ふ。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認する」ことができる。

一 一回の勤務に係る日」との勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間

一 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十一条の三 育児休業法第十九条第一項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第一号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第二十二条の四 育児休業法第十九条第一項第一号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
- 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて 得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十二条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十三条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加え
る。

第二十四条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第二十四条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の半田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十七条の二第一項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。